



《 地方就職学生支援事業のご案内 》



大学生、大学院生のUIターン就職を促進するため、東京都内に本部がある大学等(大学及び大学院)に通う学生が、静岡県内企業の就職活動(選考面接)に参加するための交通費及び就職に伴う移転費の支援制度です。

支援対象者

以下の全ての要件に該当すること

移住元要件

- ・東京都内に本部がある大学等のうち、当該大学等の東京圏内※1に所在する学部または研究科に在籍し、かつ当該大学等を卒業もしくは修了している又はその見込みであること
- ・大学等の卒業年度または修了年度において、東京圏内に継続して在住していること

※1 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県をいい、条件不利地域を除く

移住先要件

- ・熱海市に移住していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、静岡県内に勤務地が所在する企業等に就職することが内定していること
- ・申請時において、卒業日または修了日から1年以内で、就業の開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること
- ・申請日から5年以上継続して熱海市に居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は卒業後に内定している企業等に就職し、熱海市に移住する意思を有していること
- ・熱海市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と関係を有する者でないこと
- ・日本人又は外国人であって出入国管理及び難民指定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること

就業要件(就業先に関する要件)

- ・大学等を卒業または修了した場合は、1年以内に静岡県内に勤務地が所在する企業等に就職していること
- ・勤務地または勤務予定地が静岡県内に所在すること
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第2項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接待業務受託営業を営んでいないこと
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と関係を有する企業等でないこと
- ・官公庁等でないこと
- ・就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている企業等でないこと

就業要件(就業条件等)

- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいた就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は週20時間以上の無期雇用契約に基づいた就業見込みであること
- ・静岡県内に勤務する社員として採用、または採用予定であること

支援金

交通費

対象経費

勤務地が静岡県内に所在する企業等への就職活動に要した公共交通機関等(鉄道、バス、タクシー、船舶等)の往復1回分の交通費

支援金額 上限5,940円

- ①勤務地が静岡県内に所在する企業等への就職活動に要した公共交通機関等の往復1回分の交通費
 - ②11,880円から企業等からの就職活動に伴う交通費の助成金を差し引いたものに1/2を乗じて得た額
- ※実際にかかった往復の交通費の総額と上限額の低い金額を支給(10円未満端数切捨て)

移転費

対象経費

就職に伴う熱海市へ移住するために要した経費

支援金額 上限66,000円

※支援金の申請は一人各1回限り

申請について

制度の利用をお考えの学生の皆様は、**制度の利用前にまずはお問い合わせください**

【必要書類】 ※様式は熱海市役所公式ホームページ からダウンロードできます

- ①地方就職学生支援金交付申請書（※様式第1号）
- ②身分証明書（氏名、生年月日、住所が確認できるもの）の写し
- ③地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（※様式第2号）
- ④就業（内定）証明書（地方就職学生支援金の申請用）（※様式第3号）
- ⑤交通費もしくは移転費の領収書等またはその写し
- ⑥別表に掲げる証明書类等
- ⑦その他市長が必要と認める書類
（別表）

証明書类等	備考
在学証明書（原本）	学部または研究科の名称及び所在地の確認ができるもの。ただし、学年等の必要事項の補記が必要な場合は、在籍校が補記し、及び押印を行ったものであること。
卒業または修了証明書（原本）	卒業し、または修了していることの確認並びに卒業の学部または修了時の研究科の名称及び所在地の確認ができるもの。ただし、必要事項の補記が必要な場合は、卒業し、または修了した大学等が補記し、および押印したものであること。
移住元の居住実態を確認できる資料	住民票又は賃貸住宅の賃貸借契約書の写し（複数月の家賃の振込明細書、支払履歴が確認できる書類等を併せて提出すること。）もしくは複数月の公共料金の領収書等の写し。
在留資格及び在留期間を証する書類	外国人の方のみ

【受付期間】

令和7年6月10日（火）から令和8年1月30日（金）まで

※予算がなくなり次第、受付終了となります

【提出先】

熱海市役所 観光経済課 産業振興室（第1庁舎3階）へ郵送してください

支援金の返還要件

- ・虚偽の申請であること、居住または就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
 - ・在学中に申請し、申請日から1年以内に就業を行わなかった場合
 - ・就業開始日から1年以内に職を辞した場合（ただし、退職日から3カ月以内に要件を満たした静岡県内の別の企業に就業する場合を除く。）
 - ・在学中に申請し、申請日から1年以内に熱海市に転入しなかった場合
 - ・転入日から3年未満に熱海市から転出した場合
- ※転入日から3年以上5年以内に熱海市から転出した場合は半額の返還となります。

【お問い合わせ】

熱海市役所 観光経済課 産業振興室

〒413-8550 静岡県熱海市中央町1番1号

電話：0557-86-6090 FAX：0557-86-6199

E-mail：sangyoshinko@city.atami.lg.jp